

令和6年度町・県民税申告および確定申告

確定申告は自宅からスマホで！



お手持ちのスマートフォンでQRコードを読み取り、「確定申告書作成コーナー」から申告書の作成・送信ができます。

確定申告書等作成コーナーなら、画面の案内に沿って入力するだけで、自動計算されるため、**ご自身で計算する必要がありません。**



e-Tax 5つのメリット

①税務署への持参



不要

②印刷・郵送代



不要

③添付書類



不要

※一部の書類を除く

④利用可能時間



いつでも

※メンテナンス時間を除く

⑤還付金



早期還付

3週間程度で還付
書面提出の場合は、1か月～
1か月半程度で還付

○マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、医療費やふるさと納税等の情報を取得でき、申告書に自動入力することができます。

○作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンを用意すれば「e-Tax」を利用して提出できます。

確定申告等の相談受付会場・日時

会場	期日	時間
富加町役場 1階大会議室	2月16日(金)～3月15日(金) (土・日・祝日を除く)	午前9時～午後4時

相談には予約が必要です

- ①電話予約 2月2日(金) 午前9時予約開始 住民課税務係 54-2182
- ②入場整理券 電話予約の上、当日午前8時30分から税務係窓口で配布します。

注意事項

- ・予約は前日までに行ってください。
- ・予約時刻に遅れた場合は、入場できない場合があります。
- ・会場の混雑状況に応じ、指定された時間内であっても入場をお待ちいただく場合や、相談内容によって申告ができない場合もありますのでご了承ください。
- ・受付人数に制限がありますので、パソコンやスマートフォンをお持ちの方は、e-Taxをご利用ください。

裏面もご覧ください

申告が必要な方

町・県民税の申告が必要な方

令和6年1月1日現在富加町にお住まいで、**令和5年中（令和5年1月1日～令和5年12月31日）に収入があった方は、町・県民税の申告をする必要があります。**

ただし、次に該当する方は申告する必要がありません。

- ・税務署へ所得税の確定申告をされる方（注1）
 - ・収入が給与のみで、勤務先から富加町役場に給与支払報告書が提出されている方で、所得控除などの追加をしない方（注2）
 - ・収入が公的年金等のみで、所得控除などの追加をしない方
- （注1）個人年金、非上場株式配当、生命保険金等の一時金などの収入があった方は、確定申告が不要な場合でも町・県民税の申告をする必要があります。
- （注2）給与支払報告書の提出の有無については勤務先にお尋ねください。

令和5年中に収入がない方でも、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している世帯の方や、所得課税証明などが必要な方は、町・県民税の申告をしてください。（注3）

（注3）申告がない場合は「未申告」となり（税の被扶養者は除く）、国民健康保険税の軽減措置を受けることができなかったり、所得課税証明書の発行ができません。

確定申告が必要な方

次に該当する方は、町・県民税の申告ではなく確定申告をする必要があります。

- ・事業（営業・農業）所得、不動産所得、雑所得や一時所得などがあり、所得税が発生する見込みがある方
- ・給与収入が2,000万円を超える方
- ・給与を1カ所から受けており、給与・退職以外の所得合計額が20万円を超える方
- ・給与を2カ所以上から受けており、年末調整をされていない給与収入金額と、給与・退職以外の所得合計額が20万円を超える方
- ・公的年金等の収入が400万円以下で確定申告不要制度の対象であるが、所得税の還付を受ける方

申告に必要なもの

- ①収入及び経費のわかるもの・・・源泉徴収票、収入・必要経費の明細書等
 - ②所得控除の領収書・証明書・・・医療費等の領収書、国民年金、生命保険料等の控除の証明書（源泉徴収票に控除額が記載されている場合は不要です。）
 - ③所得税の還付申告がある場合・・・申告者名義の口座の金融機関名及び口座番号のわかるもの
 - ④マイナンバーカードなど（個人番号がわかる書類）
 - ⑤運転免許証、健康保険証など（本人確認ができる書類）
- ※「収支内訳書」及び「医療費控除明細書」は事前に作成をお願いします。

役場で受付できない人

譲渡所得（土地、株式等の譲渡）、住宅借入金等特別控除、消費税、贈与税の申告は関税務署へご提出ください。関税務署は、下記により確定申告相談を行います。

会場	期日	時間
マ-ゴ本館 4階特設会場 (関市倉知516)	2月16日(金)～3月15日(金) (土・日・祝日を除く)	午前9時～午後5時 (入場整理券が必要)

■お問合せ 関税務署 0575-22-2233

富加町役場 住民課税務係 54-2182